

健康医療福祉部所管県立施設の設置および管理に関する条例
の一部を改正する条例案

議題 117 号	滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例 の一部を改正する条例案	1
議題 119 号	滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例 の一部を改正する条例案	4

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第3条、第5条、第15条関係）						別表（第3条、第5条、第15条関係）					
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大教室	円 6,630	円 18,500	円 19,800	円 34,400	円 41,100	大教室	円 6,960	円 19,430	円 20,790	円 36,120	円 43,160
体育室	3,170	4,100	3,170	—	—	体育室	3,330	4,310	3,330	—	—
調理室	3,580	4,760	3,580	—	—	調理室	3,760	5,000	3,760	—	—
第1教室	2,630	3,580	2,630	—	—	第1教室	2,760	3,760	2,760	—	—
第2教室	2,630	3,580	2,630	—	—	第2教室	2,760	3,760	2,760	—	—
会議室	2,630	3,580	2,630	—	—	会議室	2,760	3,760	2,760	—	—
第1研修室	6,070	7,940	6,070	—	—	第1研修室	6,370	8,340	6,370	—	—
第2研修室	2,630	3,580	2,630	—	—	第2研修室	2,760	3,760	2,760	—	—
第3研修室	1,720	2,370	1,720	—	—	第3研修室	1,810	2,490	1,810	—	—
第4研修室	2,630	3,580	2,630	—	—	第4研修室	2,760	3,760	2,760	—	—
陶芸室	1,980	3,170	1,980	—	—	陶芸室	2,080	3,330	2,080	—	—

燒成室	<u>1,000</u>	<u>1,250</u>	<u>1,000</u>	—	—	燒成室	<u>1,050</u>	<u>1,310</u>	<u>1,050</u>	—	—
注 省略						注 省略					

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立障害者福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用							本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用						
区分		金額					区分		金額				
		午前	午後			夜間			午前	午後			夜間
		午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで			午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する	平水	円 2,910	円 1,810	円 6,310	円 1,810	円 8,200	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する	平水	円 3,060	円 1,900	円 6,630	円 1,900	円 8,610
	温水	5,680	3,540	12,400	3,540	16,400		温水	5,960	3,720	13,020	3,720	17,220

場合						
その他の場合	平水	<u>6,810</u>	<u>3,120</u>	<u>10,900</u>	<u>3,120</u>	<u>16,400</u>
	温水	<u>11,200</u>	<u>7,170</u>	<u>25,100</u>	<u>7,170</u>	<u>31,500</u>

(2) 個人使用

区分		金額				
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき <u>300</u>				
	温水	同 <u>440</u>				
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 <u>390</u>				
	温水	同 <u>490</u>				
その他の者	平水	同 <u>560</u>				
	温水	同 <u>750</u>				

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前9時30分	正午から午後	午後1時から	午後4時30分	午後5時30分から

場合						
その他の場合	平水	<u>7,150</u>	<u>3,280</u>	<u>11,450</u>	<u>3,280</u>	<u>17,220</u>
	温水	<u>11,760</u>	<u>7,530</u>	<u>26,360</u>	<u>7,530</u>	<u>33,080</u>

(2) 個人使用

区分		金額				
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき <u>320</u>				
	温水	同 <u>460</u>				
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 <u>410</u>				
	温水	同 <u>510</u>				
その他の者	平水	同 <u>590</u>				
	温水	同 <u>790</u>				

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前9時30分	正午から午後	午後1時から	午後4時30分	午後5時30分から

	から正 午まで	1 時ま で	午後 4 時30分 まで	から午 後 5 時 30分ま で	午後 8 時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>2,140</u>	円 <u>1,520</u>	円 <u>5,310</u>	円 <u>1,520</u>	円 <u>5,160</u>
その他の場合	<u>4,540</u>	<u>3,030</u>	<u>10,600</u>	<u>3,030</u>	<u>10,400</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1 人 2 時間につき <u>240</u>
生徒等	同 <u>390</u>
その他の者	同 <u>560</u>

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前 9 時30分 から正 午まで	正午か ら午後 1 時ま で	午後 1 時から 午後 4 時30分	午後 4 から午 後 5 時 30分まで	午後 5 時 30分から 午後 8 時 30分まで

	から正 午まで	1 時ま で	午後 4 時30分 まで	から午 後 5 時 30分ま で	午後 8 時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>2,250</u>	円 <u>1,600</u>	円 <u>5,580</u>	円 <u>1,600</u>	円 <u>5,420</u>
その他の場合	<u>4,770</u>	<u>3,180</u>	<u>11,130</u>	<u>3,180</u>	<u>10,920</u>

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1 人 2 時間につき <u>250</u>
生徒等	同 <u>410</u>
その他の者	同 <u>590</u>

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前 9 時30分 から正 午まで	正午か ら午後 1 時ま で	午後 1 時から 午後 4 時30分	午後 4 から午 後 5 時 30分まで	午後 5 時 30分から 午後 8 時 30分まで

			まで 30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 750	円 540	円 1,890	円 540 1,760
その他の場合	1,510	1,080	3,780	1,080 3,540

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 390
その他の者	同 560

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 240
生徒等およびその引率者	同 390
その他の者	同 560

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき 390

			まで 30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 790	円 570	円 1,980	円 570 1,850
その他の場合	1,590	1,130	3,970	1,130 3,720

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 250
生徒等	同 410
その他の者	同 590

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 250
生徒等およびその引率者	同 410
その他の者	同 590

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき 410

その他の者	同 <u>560</u>	その他の者	同 <u>590</u>
注 省略		注 省略	